

自動車等の運転を行わせる事業者及び荷主・元請事業者の皆様へ

# 「交通労働災害防止のための ガイドライン」が改正されました



交通労働災害は、全死亡災害の約3割を占めるなど労働災害防止上の重要な課題となっています。このため、平成6年に「交通労働災害防止のためのガイドライン」を示し、対策を推進してきたところですが、このたび、専門家による新たな交通労働災害防止対策の検討の結果等を踏まえ、ガイドラインを改正しました。

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署